



特定非営利活動法人
グローバルライフサポートセンター
有料職業紹介事業許可番号/40-ユ-301070

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合： 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月より 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合： 50%

ただし、次の場合はこの返戻金制度は適用しません。

- ・紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
- ・採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。